

江府町告示第37号

令和5年4月19日

江府町長 白石 祐 治

第3回江府町議会4月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和5年4月25日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

- 1 専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号））
- 2 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 3 江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結について
- 4 江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結について
- 5 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第3回江府町議会4月臨時会会議録（第1日）

令和5年4月25日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第4 議案第44号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第45号 江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結について
- 日程第6 議案第46号 江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第47号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	藤 原 靖

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第3回江府町議会4月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番 長岡邦一議員、8番 川端雄勇議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第3 議案第43号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第43号、専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案第43号についてご説明申し上げます。専決処分した事項の承認についてでございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）でございます。本案は、教育費予算内での組み替え補正、江府町消防署造成工事に係る測量設計業務委託につきまして、繰越明許費を補正し、令和5年度に実施するものでございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします。議案第43号についてご説明いたします。議案綴りをご覧になっていただきたいと思っております。議案第43号につきましては、令和4年3月27日に専決処分をいたしました、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）について本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。次のページに専決処分書を付けております。補正予算の内容につきましては、その次のページの一般会計補正予算（第12号）に記載をいたしております。まず、1ページ2ページの第1表、歳入歳出予算補正でございます。こちらにつきましては、予算内で組み替えをしておりますので増減はありません。教育費、社会教育費ですけれども、昨年の秋口から進めておりました、江美城アプローチロード修繕工事におきまして、3月補正を行いましたその額の積算を行った際に違算、つまり計算違いなんですけれども、こちらが3月の議会閉会後に判明をいたしました。再積算の結果、歳出予算に不足が生じたため、款内での組み替えを行ったものでございます。4ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、お読み取りいただきたいと思っております。次に、3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正です。繰越の対象といたしました事業ですが、江府消防署移転事業に伴います、造成工事の測量設計業務でございます。土地の造成にあたりまして、庁舎の位置や建物の構造などの概要決定、これが若干遅れておりました、設計について工期内の完了が困難であるということが分かりました。こちらにつきましても、この事態が判明いたしましたのが3月定例会閉会後であったためにやむなく専決処分を行ったものでございます。本補正予算に係りますいずれの案件につきましても、現場との連携、課内でのチェック体制など、担当課の配慮不足により専決処分のご承認をいただくこととなってしまいました。今後はこのような事態に落ちることのないように対応してまいります。大変申し訳ございませんでした。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4 議案第44号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、議案第44号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第44号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町税条例の一部改正についてでございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町税条例の所要の改正をいたすものでございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。そうしますと、本会議資料と議案綴りを併せてご覧いただければと思います。本会議資料に今回の税条例の一部改正についての簡単にまとめたものを付けております。今回の一部改正につきましては、地方税法政令省令が国のほうで改正されまして、それに伴うものでございます。施行日は、原則4月1日のものもありますが、条項により、7月1日来年それから再来年といったものもあります。それに伴いまして、この度、個人住民税に係る寄附金税額控除の対象法人の更新であったり、軽自動車税に係る身体障害者等へ

の減免対象者を明確にしたものなど改正しております。具体的には、まず、森林環境税の導入に伴う改正があります。こちらにつきましては、本会議資料の2ページ目と3ページ目に県の作り直したチラシを用意させていただいております。森林環境税といいますのは、従来、鳥取県では森林環境保全税ということで平成17年度から住民税の均等割りに500円上乗せしまして課税していた所でございます、国のほうが今度、国税として森林環境税というものを令和6年4月1日、来年から新たに新設するものでございます。但し、それから県のほうでも森林環境保全税を令和5年度から豊かな森づくり協働税という名前に替えまして新設しております。ただ、両方ともまず県のほうの豊かな森づくり協働税、名前も替わりましたけど、税額ですとか、徴収方法などは変更になっておりません。それから森林環境税これも新たには設けられますけれども、元々平成26年度から令和5年度まで東日本大震災の復興財源として、個人住民税から均等割りになり1,000円上乗せされております。この仕組みを転用しまして令和5年度で切れるのを次は令和6年度からは森林環境税として付加するというものでございます。実質、住民の皆さん、国民の皆さんにとって名前は替わりますが、ご負担は変わらないというものでございます。これに伴いまして、法令が森林環境税とか条項に入ってきましたので、こちらのほうが議案のほうの34条から47条までがこの改正に伴いまして、森林環境税という文言が入ってきている改正でございます。それから地方税法の改正に伴いまして、施行規則等の様式の新設に伴う改正が48条から101条でございます。こちらにつきましては、主に軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しが行われておりまして、従来でしたら期間が切れるものを延長するといったものだったり、電気自動車、10年後に100%という政府目標を貫徹されているために燃費達成基準を3段階に引き上げるといったものがこういった附則のほうで盛り込まれております。それから個人町民税の寄附金税額控除の対象法人の更新でございますが、こちらのほうにつきましては、県のほうでも更新されましたので八頭町のNPO法人ハーモニカレッジ様ですけれども、期間を同じように併せて延長したものでございます。それから、軽自動車税に係ります身体障害の減免対象者を、知的障害者のかたを追加させていただいております、より対象者が明確になるように改正させていただいたというものでございます。条文自体は非常に長ございまして、主な改正内容については以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5 議案第45号 から 日程第6 議案第46号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第45号、江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結についてから、日程第6、議案第46号、江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結についての2議案を一括議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第45号でございます。江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結についてでございます。本案は、江府町地域交流拠点施設の整備（設計監理・工事請負）及び約30年間の維持管理運営を含む江府町地域交流拠点施設整備事業について、株式会社合人社計画研究所を代表事業者とするコンソーシアムと基本契約を締結いたすものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第46号でございます。江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結についてでございます。本案は、江府町地域交流拠点施設整備事業について、大松建設・こおげ建設・かわばた特定建設工事共同企業体を代表事業者とする企業体と工事請負契約を締結いた

すものがございます。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものがございます。なお、議案第45号、46号の内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第45号、江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結について説明させていただきます。議案綴りのかがみを1枚おはぐりいただければと思います。契約の目的、江府町地域交流拠点施設の整備設計管理工事請負及び約30年間の維持管理運営の総括的な基本契約。契約の方法、民間資金等の活用によります、公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定されるPPP手法による公募型プロポーザル方式により選定でございます。契約の金額、2億6,026万6,600円、内消費税及び地方消費税2,366万600円でございます。契約の相手方、代表事業者、広島県広島市中区袋町4番31号 株式会社合人社計画研究所。構成事業者 米子市皆生6丁目1番25号 株式会社あおい総合設計。構成事業者 米子市彦名町1847番地1 大松建設株式会社。同じく、構成事業者 八頭郡八頭町宮谷200番地2 こおげ建設株式会社。同じく、構成事業者 江府町小江尾651番地5 株式会社かわばた様、この5者と契約の相手方として基本契約を締結するものがございます。

続きまして、議案第46号、江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結について説明させていただきます。こちらにつきましても、議案綴りのかがみを1枚おはぐりいただければと思います。こちらにつきましては、先程の基本契約を締結させていただいた暁にそれぞれの工事請負契約設計管理の契約、維持管理契約をさせていただきますが、議決対象となりますものがこの工事請負契約になりまして、それぞれの設計管理は1,000万程度ということで5,000万を超えるようなものではございませんので、今回の議案には載せておりません。維持管理契約は30年間ですが、単年度ごとにお支払いするものございまして、大まかな予算そのものは、移住促進住宅地域交流拠点施設整備事業、併せまして、令和3年度に債務負担行為をいただいておりますので、その範囲内の中で予算執行をするものがございます。契約の目的につきましては、江府町地域交流拠点施設の工事請負でございます。契約の方法、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律に規定されるPPP手法による公募型プロポーザル方式による選定でございます。契約の金額、2億841万7,000円でございます。内消費税及び地方消費税1,894万7,000円でございます。契約の相手方は、大松建設・こおげ建設・かわばた特定建設工事共同企業体でございます。代表企業は、大松建設株式会社でございます。構成企業

は、他2者、こおげ建設株式会社、株式会社かわばたとなります。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第5、議案第45号、江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の締結についてに対する質疑を行います。

阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 契約の目的にあります、文言を確認いたしますか、聞いてみたいんですけど、約30年間の約ってというのは、どういう考えの30年間でしょうか。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員すみません、立って発言して下さい。

○議員（5番 阿部 朝親君） 申し訳ないです。契約の目的の約30年間の約というのは、どういう考え方で約というのが付いとるんですか。期間は30年間ということ限定できないわけですよ。

○議長（三好 晋也君） 答弁求めます。

松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します、すみません、基本的には28年5カ月としておりまして、令和34年3月末の予定にしております。実は、移住促進住宅整備事業を既に先行して実施しておりまして、そちらの契約が既に成立しておりまして、維持管理契約も含めてです。そちらに帳尻を合わせるような形にするためにそのような形にさせておりまして、ここの文言をそういった形で約というような形に記載しておりましたが、実際には28年5カ月の契約をお願いできればというものでございます。

○議長（三好 晋也君） よろしいですか。

○議員（5番 阿部 朝親君） 了解です。

○議長（三好 晋也君） 他に質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第46号、江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の締結についてに対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第7 議案第47号

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第47号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第47号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,924万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億924万9,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第2項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、お聴き取

りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第47号についてご説明いたします。資料は議案綴りと別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思っております。本会議資料最後のページになります。今回、歳入歳出それぞれ5,924万9,000円、こちらを追加いたします一般会計補正予算の概要をまとめております。まず、上のほうの歳入になります。国庫支出金です、一番上の衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金950万円と国庫支出金の一番下です、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金712万円はワクチン接種に係るものでございます。また、上から2番目の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,609万円です。こちらは、地方自治体が物価高騰の影響を受けました生活者、事業者に対する必要な支援を実施するために、電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援地方交付金、こちらを交付しております、こちらにつきましては、従来のものに加えまして、今回、低所得者支援枠が措置されております。3段目の民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金205万円です。これも物価高騰に直面して影響を受ける低所得者の子育ての世帯に対し、支援を行うための特別給付金となります。いずれも内容については、歳出のほうでご説明をいたします。最後、繰越金ですけれども決算整理を進めておりまして、ある程度、繰越金の発生を見込めておりますので、この度の補正額の内、一般財源として必要な額にこちらを充当しております。続いて、歳出です。総務費、地方創生推進交付金事業費、移住定住促進住宅整備事業898万4,000円でございます。これは、佐川地区の開発に伴いまして、テレビの共聴施設を更新する経費でございます。詳細につきましては、3月定例会最終日の全員協議会で担当課長の方からご説明申し上げたとおりですけれども、テレビ組合と町とで負担割合を協議いたしまして、この度その額が決定しましたので補正をお願いするものでございます。次の社会福祉総務費、物価高騰対策支援事業2,764万円です。これは、先程、歳入でご説明をいたしました、物価高騰に対応するもので生活支援といたしまして1世帯当たり2万円、非課税世帯には3万円分の商品券を配布、また事業者支援といたしまして入所介護事業者へ100万円の支援の補助を計上しております。商品券の発行、換金等の事務取扱いにつきましては、江府町商工会へお願いするよう考えております。3段目の児童福祉施設費、保育園らしくない保育園事業395万5,000円です。こちらは、保育機能を持ちました、子育て、住民同士の交流などのための新しい施設を整備するにあたりまして、住民対応のためのワークショップ運営に係る経費、先進事例の視察旅費、外部人材招聘のための旅費、こ

ちらなどをお願いするものでございます。4段目の母子父子福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業205万円です。こちらにつきましては、低所得の子育て世帯への支援に係る特別給付金でございます。支給額は、児童一人当たり5万円です。対象につきましては、令和5年3月に児童扶養手当を受給しております世帯、15世帯子どもさん23人。令和4年度のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分特別給付金というのがあったんですけど、こちらを受給した7世帯13人。このほか直近で収入が減少した世帯もこの度対象となっておりますので、こちらは5世帯5人を見込んで計上しております。最後の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,662万円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種期間、こちらが今年度いっぱい令和6年3月31日まで延長となりまして、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種、こちらが今までのように実施されることとなりました。これに伴いまして、接種委託費、事務費、集団接種の準備接種の準備経費等について補正をお願いするものでございます。議案第47号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（三好 晋也君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、令和5年第3回江府町議会4月臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年第3回江府町議会4月臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時29分閉会
